

# 第13次北海道鳥獣保護管理 事業計画(素案)

( 計 画 期 間 )

令和4年4月1日～令和9年3月31日

(5年間)

北 海 道

## 目次

はじめに	
第1 計画期間	1
第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方針	
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	
2 特別保護地区の指定	9
(1)方針	
(2) 特別保護地区の指定計画	
(3) 特別保護地区指定内訳	
(4) 特別保護指定区域の指定について	
3 休猟区の指定	14
4 鳥獣保護区の整備等	14
(1) 方針	
(2) 整備計画	
第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	15
1 鳥獣の人工増殖	15
2 放鳥獣	15
(1) 希少鳥獣等	
(2) 狩猟鳥獣	
(3) 外来鳥獣等	
第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	16
1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項	16
(1) 許可をしない基本的な考え方	
(2) 許可に当たっての条件の考え方	
(3) わなの使用に当たっての許可基準	
(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	
2 目的別の捕獲許可の基準	17
(1) 学術研究を目的とする場合	17
ア 学術研究	
イ 標識調査（環境省足環を装着する場合）	
(2) 鳥獣の保護を目的とする場合	19
ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	
イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	
(3) 鳥獣の管理を目的とする場合	19
ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的	
イ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	
ウ 捕獲の適正化のための体制の整備	

(4) その他特別の事由の場合	23
ア 博物館、動物園等その他これに類する施設における展示	
イ 繁殖している鳥類の近親交配の防止	
ウ 祭礼行事等への利用	
エ その他特別な事由	
3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	23
(1) 被許可者への指導	
ア 捕獲実施に当たっての留意事項	
イ 捕獲物又は採取物の処理等	
(2) 許可権限の市町村長への移譲	
ア 方針	
イ 市町村への事務移譲状況	
(3) 鳥獣の飼養の適正化	
(4) 販売禁止鳥獣等	
(5) 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項	
第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	26
1 特定猟具使用禁止区域の指定	26
2 特定猟具使用制限区域の指定	29
3 猟区設定に関する事項	29
4 指定猟法禁止区域に関する事項	29
第6 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	30
1 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	30
2 実施計画の作成に関する方針	31
第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	31
1 基本方針	31
2 鳥獣捕獲状況調査	31
3 ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	31
4 鳥獣管理対策調査	32
5 第二種特定鳥獣管理計画対象鳥獣の生息状況調査	32
6 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	32
7 希少鳥獣等保護調査	32
第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	33
1 鳥獣行政担当職員の配置及び育成	33
2 鳥獣保護監視員の配置及び育成	34
3 狩猟者の確保と育成	35
4 保護管理体制の整備	35
5 鳥獣保護センター等の設置	36
6 取締り	36
7 必要な財源の確保	36
8 農林水産部局との連携	36

第9 その他鳥獣保護管理事業の実施のための必要な事項	36
1 鳥獣保護管理事業を巡る現状と課題	36
(1) 鳥獣の保護管理	
(2) 鳥獣保護区	
2 地形や気象等が異なる特定の地域についての取扱い	37
(1) 知床半島地域におけるエゾシカ対策等	
(2) えりも地域におけるゼニガタアザラシ対策	
3 狩猟の適正管理	38
4 傷病鳥獣救護の基本的な対応	38
5 感染症への対応	40
6 鳥獣の保護管理思想の普及	40
(1) 方針	
(2) 年間計画	
(3) 愛鳥モデル校の指定	
(4) 安易な餌付けの防止	
(5) 法令の普及啓発	

## はじめに

本道は、四方を日本海、太平洋、オホーツク海に囲まれ、広大な森林と数多くの湿原や湖沼など豊かな自然環境に恵まれ、タンチョウやエゾライチョウ、エゾシカや国内最大の陸上哺乳類であるヒグマなど北国らしい多様な鳥獣が生息し、本州以南とは異なる生物相が形成されており、また、渡り鳥の繁殖地や渡来地として、国内はもとより国際的にも重要な位置を占めている。

こうした多様な鳥獣の中には、生息環境の変化などにより生息数が減少し絶滅のおそれのある種がある一方で、生息数の増加により農林水産業や生態系に被害をもたらすなど、人間活動とのあつれきを生じているものがあり、適正な保護管理の推進が求められている。

鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、北海道生物の多様性の保全等に関する条例（平成25年条例第9号。以下「北海道生物多様性条例」という。）第9条の規定に基づき策定された北海道生物多様性保全計画に示された生物多様性の保全と持続可能な利用に関する目標や基本方針などを踏まえ、施策を推進していく。

加えて、全国的にも高い水準の本道の農林水産業被害に対応するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条に基づき市町村が定める被害防止計画等との一層の連携が必要である。

このため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、第13次北海道鳥獣保護管理事業計画を策定し、この計画に基づき、将来にわたって本道の生物多様性が損なわれることのないよう、鳥獣の生息状況・生息環境等の把握、鳥獣保護区等の指定、適正な狩猟の管理、希少鳥獣の保護、外来鳥獣の排除等、鳥獣保護管理事業の総合的・計画的な実施をより一層推進するものとする。

## 第1 計画期間

本事業計画の計画期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

## 第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

##### ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全等することにより鳥獣の保護を図ることを目的に指定されるもので、地域における生物多様性の保全に資するものである。

道指定鳥獣保護区の指定状況は、第12次北海道鳥獣保護管理事業計画の計画期間の満了時において、296か所、26万1,217ヘクタールとなっており、本道の総土地面積の約3.1パーセントを占めている。

本事業計画においては、計画期間中に存続期間が満了する鳥獣保護区158か所のうち、157か所の存続期間の更新（区域縮小の箇所を含む。）のほか、1か所の新規指定を計画する。

なお、鳥獣保護区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域関係者の合意形成に努める。

また、近年、特定の鳥獣の増加による、鳥獣保護区の資質低下や周辺地域での農林水産業被害の発生など、鳥獣保護区の指定のあり方について、検討が必要な状況が生じていることから、鳥獣による被害状況や生息状況から指定区分に応じた資質等を適切に把握し、必要に応じて区域の見直しなどを行う。特に森林鳥獣生息地の保護区については、保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定してきた鳥獣保護区の配置を踏まえ新規指定又は存続期間の更新等に努める。

#### イ 指定区分ごとの方針

指定区分	指 定 方 針
森林鳥獣生息地の保護区	森林に生息する鳥獣の保護を図るため、多様な鳥獣が生息する地域や鳥獣の生息に適している地域を指定し、区域の形状は、できる限りまとまりをもった団地状となるように努める。
大規模生息地の保護区	行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめとする多様な鳥獣の保護を図るために、猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域を指定し、指定面積は、1か所当たり1万ヘクタール以上とする。
集団渡来地の保護区	集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、渡来する鳥類の種数又は個体数が多い湿地や湖沼等を含む地域を指定する。
集団繁殖地の保護区	集団で繁殖する鳥獣の保護を図るため、鳥獣の集団繁殖地のうち必要な地域を指定する。
希少鳥獣生息地の保護区	環境省レッドリスト又は北海道レッドリストに基づく絶滅のおそれのある鳥獣や地域個体群等の保護を図るため、これら鳥獣の保護上必要な地域を指定する。
生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、鳥獣の移動経路としての機能の回復が見込まれる地域のうち必要な地域を指定する。
身近な鳥獣生息地の保護区	市街地及びその近郊における鳥獣の良好な生息地又は自然とのふれあい等を通じた環境教育の場の確保を図るため、必要な地域を指定する。

## (2) 鳥獣保護区の指定等計画

〔面積：ha〕

区分	既指定鳥獣保護区 (A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区					
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(B)
森林鳥獣生息地	箇所 面積 190	169.211					0
大規模生息地	箇所 面積 3	52.639					0
集団渡来地	箇所 面積 20	27.298	1	78		1	78
集団繁殖地	箇所 面積 4	1.237					0
希少鳥獣生息地	箇所 面積 4	5.699					0
生息地回廊	箇所 面積						0
身近な鳥獣生息地	箇所 面積 75	5.133					0
計	箇所 面積 296	261.217	0	1	0	0	1
			0	78	0	0	78

区分		本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所 面積						0
大規模生息地	箇所 面積						0
集団渡来地	箇所 面積						0
集団繁殖地	箇所 面積						0
希少鳥獣生息地	箇所 面積						0
生息地回廊	箇所 面積						0
身近な鳥獣生息地	箇所 面積						0
計	箇所 面積	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0

区分		本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区					
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(D)
森林鳥獣生息地	箇所 面積						0
大規模生息地	箇所 面積						0
集団渡来地	箇所 面積						0
集団繁殖地	箇所 面積						0
希少鳥獣生息地	箇所 面積						0
生息地回廊	箇所 面積						0
身近な鳥獣生息地	箇所 面積						0
計	箇所 面積	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0

区分		本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						面積精査による 変更(F)	計画期間中の 増減(※1)	計画終了時の鳥 獣保護区(※ 2)
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(E)			
森林鳥獣生息地	箇所 面積 1			1	1		5	6	△ 1	189
				286	286		44	△ 22	△ 264	168.947
大規模生息地	箇所 面積 0			0			0		0	3
				0			0		0	52.639
集団渡来地	箇所 面積 0			0	1		1		1	21
				0	1		79		27.377	
集団繁殖地	箇所 面積 0			0			0		0	4
				0			0		0	1.237
希少鳥獣生息地	箇所 面積 0			0			0		0	4
				0			0		0	5.699
生息地回廊	箇所 面積 0			0			0		0	0
				0			0		0	0
身近な鳥獣生息地	箇所 面積 0			0	1	1	1		0	75
				0	1	1	6	7	△ 3	5.130
計	箇所 面積 0	0	0	0	0	286	286	45	△ 25	△ 188
		0	0	0	0	0	0		0	261.029

※1 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E+F

※2 箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E+F

ア 鳥獣保護区指定内訳

年度	指定区分	鳥獣保護区 予定名称	所在地	保護対象鳥獣名	指定面積 (ha)	変更後の指定期間	公有水面の 占有率(%)	備 考
5	集団渡来 地	濱釣沼	斜里郡 斜里町	ヒシクイ、マカン、タン チョウ、オジロワシ等	78	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	51	オホーツク総合振興局 斜里郡斜里町

イ 既指定鳥獣保護区変更内訳

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動(ha)			変更理由	備 考
				異動前 面積	異動面積	異動後 面積		
4	森林鳥獣 生息地	清水の沢	期間更新	545	0	545	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	空知総合振興局 夕張市
		シユーバロ		330	0	330	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	空知総合振興局 夕張市
		旭		413	0	413	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	空知総合振興局 芦別市
		支笏紋別岳		425	0	425	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	石狩振興局 千歳市
		鵡川		348	0	348	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	胆振総合振興局 勇払郡むかわ町
		穂別		447	0	447	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	胆振総合振興局 勇払郡むかわ町
		ホロカウシャップ		562	0	562	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	日高振興局 沙流郡日高町
		旧新冠種畜牧場		1,712	0	1,712	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	日高振興局 日高郡新ひだか町
		大沼		15,820	0	15,820	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	渡島総合振興局 亀田郡七飯町、茅部郡森町
		函館山		353	0	353	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	渡島総合振興局 函館市
		勇駒別		243	0	243	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	上川総合振興局 上川郡東川町
		ひらやま		790	0	790	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	オホーツク総合振興局 紋別郡遠軽町
		滝の湯		130	0	130	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	オホーツク総合振興局 北見市
		栄浦		353	0	353	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	オホーツク総合振興局 北見市
		若松		350	△ 4	346	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	面積精査 オホーツク総合振興局 北見市
		鹿の子沢		430	0	430	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	オホーツク総合振興局 常呂郡置戸町
		木离岳		500	0	500	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	オホーツク総合振興局 網走郡津別町
		糠平		433	0	433	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	十勝総合振興局 河東郡上士幌町
		然別		1,803	0	1,803	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	十勝総合振興局 河東郡上士幌町、鹿追町
		トムラウシ		607	0	607	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	十勝総合振興局 上川郡新得町
		義経山		421	0	421	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	十勝総合振興局 中川郡本別町
		鹿山		521	0	521	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	十勝総合振興局 足寄郡陸別町
		集団渡來 地	区域拡大 止 期間満了 期間更新	33	1	34	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	面積精査 宗谷総合振興局 宗谷郡猿払村
		湧洞		767	0	767	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 14 年 9 月 30 日まで ( 10 年間 )	十勝総合振興局 広尾郡大樹町
		身近な鳥 獣生息地		136	△ 3	133	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間 )	面積精査 オホーツク総合振興局 斜里郡小清水町
		希少鳥獣 生息地		5	0	5	平成 4 年 10 月 1 日から 平成 14 年 9 月 30 日まで ( 10 年間 )	檜山振興局 檜山郡厚沢部町
		初田牛		86	0	86	平成 4 年 10 月 1 日から 平成 14 年 9 月 30 日まで ( 10 年間 )	根室振興局 根室市
	計	27		28,563	△ 6	28,557		
		27		28,563	△ 6	28,557		

5	森林鳥獣 生息地	恵岱別	期間更新	427	0	427	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		空知総合振興局 雨竜郡雨竜町
				399	0	399	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		日高振興局 様似郡様似町
				258	0	258	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		日高振興局 幌泉郡えりも町
				563	0	563	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 勇払郡占冠村
				392	0	392	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 空知郡南富良野町
				374	0	374	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 士別市
				467	0	467	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 名寄市
				399	0	399	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		留萌振興局 留萌市
				496	0	496	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		留萌振興局 留萌郡小平町
				450	0	450	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		留萌振興局 様似郡様似町
				394	0	394	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 15 年 9 月 30 日まで ( 10 年間)		宗谷総合振興局 枝幸郡枝幸町
				389	0	389	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		オホーツク総合振興局 紋別郡遠軽町
				340	0	340	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		オホーツク総合振興局 紋別郡遠軽町
				151	0	151	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		オホーツク総合振興局 網走市
				541	24	565	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)	面積精査	オホーツク総合振興局 紋別郡興部町
				732	2	734	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)	面積精査	オホーツク総合振興局 紋別郡雄武町
				500	3	503	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)	面積精査	十勝総合振興局 広尾郡大樹町
				508	0	508	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		十勝総合振興局 足寄郡足寄町
				491	0	491	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		釧路総合振興局 白糠郡白糠町
				515	0	515	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		釧路総合振興局 釧路市
				120	0	120	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		釧路総合振興局 釧路郡釧路町
				296	0	296	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 15 年 9 月 30 日まで ( 10 年間)		檜山振興局 瀬棚郡今金町
				956	0	956	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		渡島総合振興局 松前郡松前町
				計	23	区域拡大 区域縮小 廃止 期間満了 期間更新	0 0 0 0 10,158	0 0 0 0 29	10,187
					23				
6	森林鳥獣 生息地	利根別	期間更新	364	0	364	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		空知総合振興局 岩見沢市
				405	0	405	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		空知総合振興局 三笠市
				646	0	646	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		空知総合振興局 芦別市
				827	0	827	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		空知総合振興局 深川市
				2,218	0	2,218	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		石狩振興局 札幌市
				810	0	810	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		石狩振興局 石狩郡当別町
				452	0	452	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		石狩振興局 石狩市
				406	0	406	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		後志総合振興局 磯谷郡蘭越町
				125	0	125	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		後志総合振興局 小樽市

王子山		1,263	O	1,263	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		胆振総合振興局 苫小牧市
ホロト		397	O	397	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		胆振総合振興局 白老郡白老町
幌満		434	O	434	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		日高振興局 様似郡様似町
江差東山		341	O	341	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 16 年 9 月 30 日まで ( 10 年間)		檜山振興局 檜山郡江差町
浮島		602	O	602	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 上川郡上川町
中愛別		391	O	391	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 上川郡愛別町
和寒		490	O	490	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 上川郡和寒町
忠烈布		922	O	922	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 名寄市
古丹別		765	O	765	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		留萌振興局 苫前郡苫前町
遠別		532	O	532	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		留萌振興局 天塩郡遠別町
紋別		484	O	484	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		オホーツク総合振興局 紋別市
幌岩		233	O	233	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		オホーツク総合振興局 常呂郡佐呂間町
神の子池		624	O	624	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		オホーツク総合振興局 斜里郡清里町
伏美		318	O	318	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		十勝総合振興局 河西郡芽室町
稻穂		29	O	29	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		十勝総合振興局 十勝郡浦幌町
岩内		673	O	673	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		十勝総合振興局 帯広市
瓜幕		487	△ 3	484	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)	面積精査	十勝総合振興局 河東郡鹿追町
京都大学北海道 研究林白糠区		827	O	827	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		釧路総合振興局 白糠郡白糠町
阿寒湖		8,808	O	8,808	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		釧路総合振興局 釧路市
久著呂		457	O	457	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		釧路総合振興局 川上郡標茶町
屈斜路		396	O	396	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		釧路総合振興局 川上郡弟子屈町
厚岸		120	O	120	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		釧路総合振興局 厚岸郡厚岸町
温根沼		517	O	517	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		根室振興局 根室市
養老牛		489	O	489	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		根室振興局 標津郡中標津町
集団渡来 地	御西	98	O	98	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		オホーツク総合振興局 紋別郡雄武町
身近な鳥 獣生息地	栗山桜丘	79	O	79	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		空知総合振興局 夕張郡栗山町
	乙部・宮の森	4	O	4	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		檜山振興局 北見市
	乙部しひの岬	3	O	3	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		檜山振興局 爾志郡乙部町
	にしおおさと	15	O	15	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 16 年 9 月 30 日まで ( 10 年間)		檜山振興局 久遠郡せたな町
	鳥沼	11	O	11	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 富良野市
	台場	117	O	117	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 旭川市
	九重	44	O	44	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		留萌振興局 苫前郡苫前町
	駒場	29	O	29	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		オホーツク総合振興局 網走市
計	42	区域拡大 区域縮小 廃止 期間満了 期間更新	0 0 0 0 27,252	0 0 0 0 △ 3 27,249	0 0 0 0 0 27,249		

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の変動(ha)			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前面積	異動面積	異動後面積			
7	森林鳥獣生息地	オシリリカ	期間更新	490	0	490	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		空知総合振興局 茅部郡森町
		雨竜沼		624	0	624	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		空知総合振興局 雨竜郡雨竜町
		羊ヶ丘白旗山		2,337	0	2,337	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		石狩振興局 札幌市
		野幌		2,048	0	2,048	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		石狩振興局 札幌市、江別市、北広島市
		濃厚		342	0	342	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		石狩振興局 石狩市
		チセヌプリ		302	0	302	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		後志総合振興局 磯谷郡蘭越町
		無沢		374	0	374	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		後志総合振興局 岩内郡共和町
		北大吉小牧研究林		2,715	0	2,715	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		胆振総合振興局 苫小牧市
		厚真		757	0	757	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		胆振総合振興局 勇払郡厚真町
		松前		336	0	336	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		渡島総合振興局 松前郡松前町
		恵山		168	0	168	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		渡島総合振興局 函館市
		黒井川		360	0	360	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		渡島総合振興局 函館市
		今金八束		99	0	99	令和7年10月1日から 令和17年9月30日まで (10年間)		檜山振興局 瀬棚郡今金町
		北大雨龍研究林 母子里地区		698	0	698	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		上川総合振興局 雨竜郡幌加内町
		山郡		426	0	426	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		上川総合振興局 富良野市
		端辺彌		424	0	424	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		上川総合振興局 上川郡美瑛町
		神居古潭		1,525	0	1,525	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		上川総合振興局 旭川市
		嵐山		686	0	686	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		上川総合振興局 旭川市、上川郡鷹栖町
		当麻		322	0	322	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		上川総合振興局 上川郡当麻町
		ペオッペ		300	0	300	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		上川総合振興局 上川郡剣淵町
		新下川		513	0	513	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		上川総合振興局 上川郡下川町
		一の橋		383	0	383	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		上川総合振興局 上川郡下川町
		白金		1,484	0	1,484	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		上川総合振興局 上川郡美瑛町
		焼尻		521	0	521	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		留萌振興局 苦前郡羽幌町
		滝美		666	0	666	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		オホーツク総合振興局 紋別郡滝上町
		滝奥		709	0	709	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		オホーツク総合振興局 紋別郡滝上町
		大丸山		510	0	510	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		十勝総合振興局 広尾郡広尾町
		勇足		387	0	387	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		十勝総合振興局 中川郡本別町
		常室		392	0	392	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		十勝総合振興局 十勝郡浦幌町
		尾幌十条		387	0	387	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		釧路総合振興局 厚岸郡厚岸町
		大規模 生息地		11,059	0	11,059	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		上川総合振興局 富良野市
		鳥 獣 生 息 地	区域拡大 区域縮小 廃止 期間満了 期間更新	36	0	36	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		胆振総合振興局 登別市
		富岸		211	0	211	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		日高振興局 日高郡新ひだか町
		静内川		42	0	42	令和7年10月1日から 令和27年9月30日まで (20年間)		日高振興局 幌泉郡えりも町
		えりも		25	0	25	令和7年10月1日から 令和17年9月30日まで (10年間)		檜山振興局 瀬棚郡今金町
		今金		計	35	35	0 0 0 0 0 32,658 32,658 0		

8	森林鳥獣 生息地	第二シユーバロ	期間更新	547	0	547	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		空知総合振興局 夕張市
				411	0	411	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		空知総合振興局 樺戸郡形町
				430	0	430	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		空知総合振興局 芦別市
				582	0	582	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		空知総合振興局 赤平市
				335	0	335	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		石狩振興局 札幌市
				432	0	432	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		後志総合振興局 岩内郡共和町
				341	0	341	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		後志総合振興局 余市郡余市町
				550	△ 3	547	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)	面積精査	胆振総合振興局 登別市
				820	0	820	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		渡島総合振興局 松前郡松前町
				6,578	△ 10	6,568	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)	面積精査	檜山振興局 奥尻郡奥尻町
				623	△ 1	622	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)	面積精査	檜山振興局 瀬棚郡今金町
				665	△ 1	664	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)	面積精査	上川総合振興局 勇払郡占冠村
				546	0	546	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 上川郡上川町
				300	0	300	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 名寄市
				516	0	516	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 中川郡中川町
				323	0	323	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		宗谷総合振興局 天塩郡幌延町
				1,054	1	1,055	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)	面積精査	オホーツク総合振興局 網走市
				1,112	14	1,126	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)	面積精査	オホーツク総合振興局 網走郡美幌町
				151	0	151	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		オホーツク総合振興局 斜里郡清里町
				393	0	393	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		オホーツク総合振興局 斜里郡斜里町
				574	0	574	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		十勝総合振興局 上川郡新得町
				278	0	278	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		十勝総合振興局 中川郡豊頃町
				萌和山	期間満了	286	△ 286	0	エゾシカの食害 による鳥獣保護区の資質低下
				茶路		403	0	403	釧路総合振興局 白糠郡白糠町
				シunjクシタカラ		552	0	552	釧路総合振興局 釧路市
				貢人	期間更新	331	0	331	釧路総合振興局 厚岸郡浜中町
				長節		267	0	267	根室振興局 根室市
				大規模 生息地		22,238	0	22,238	石狩振興局 千歳市
	鳥 近な鳥 獣生息地	支笏湖		12	0	12	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		日高振興局 様似郡様似町
		観音山		6	0	6	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		檜山振興局 久遠郡せたな町
		北檜山玉川		23	0	23	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 土別市
		ふどう		計	1 30 31	0 0 0 286 41,393 41,679	区域拡大 区域縮小 廃止 期間満了 期間更新	0 0 0 △ 286 0 △ 286 0	
合計		1 157 158	区域拡大 区域縮小 廃止 期間満了 期間更新	0 0 0 286 140,024 140,310	0 0 0 △ 286 20 △ 266	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0		

## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

#### ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、特に良好な生息環境の確保が求められる区域については、特別保護地区の指定に努める。

道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定状況は、第12次北海道鳥獣保護管理事業計画の計画期間の満了時において、88か所1万7,417ヘクタールとなっている。

本事業計画においては、計画期間中に存続期間が満了する特別保護地区68か所のうち、68か所の再指定を計画する。

なお、特別保護地区の指定期間は、鳥獣保護区の指定期間と一致させ、区域については、鳥獣の安定した生息の場とするため、その生息実態等を踏まえ、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り囲まれるように配慮する。

また、特別保護地区の指定又は再指定に当たっては、指定等の目的及び法令に基づく規制等の制度を鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域関係者に周知し、理解を得られるように努める。

#### イ 指定区分ごとの方針

指定区分	指 定 方 針
森林鳥獣生息地の保護区	森林鳥獣生息地の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で、鳥獣の良好な生息環境となっている区域を指定する。
大規模生息地の保護区	大規模生息地の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で、猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する中核的な区域を指定する。
集団渡来地の保護区	集団渡来地の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で、渡来する渡り鳥の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的な区域を指定する。
集団繁殖地の保護区	集団繁殖地の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で、保護の対象となる鳥類、コウモリ類又は海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的な区域を指定する。
希少鳥獣生息地の保護区	希少鳥獣生息地の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で、保護の対象となる鳥類の繁殖及び採餌等に必要な区域を指定する。
生息地回廊の保護区	生息地回廊の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で、保護の対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的な区域を指定する。
身近な鳥獣生息地の保護区	身近な鳥獣生息地の保護区として指定した鳥獣保護区の区域内で鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発の観点から必要と認められる区域を指定する。

## (2) 特別保護区指定計画

〔面積：ha〕

区分	既指定鳥獣保護区 (A)	本計画期間に指定する特別保護地区						計(B)
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
森林鳥獣生息地	箇所 面積 78 6,880	0	0	0	0	0	0	0
大規模生息地	箇所 面積 1 45	0	0	0	0	0	0	0
集団渡来地	箇所 面積 5 9,252	0	0	0	0	0	0	0
集団繁殖地	箇所 面積 3 1,197	0	0	0	0	0	0	0
希少鳥獣生息地	箇所 面積 1 43	0	0	0	0	0	0	0
生息地回廊	箇所 面積	0	0	0	0	0	0	0
身近な鳥獣生息地	箇所 面積	0	0	0	0	0	0	0
計	箇所 面積 88 17,417	0	0	0	0	0	0	0

区分		本計画期間に区域拡大する特別保護地区						計(C)
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
森林鳥獣生息地	箇所 面積	0	0	0	0	0	0	0
大規模生息地	箇所 面積	0	0	0	0	0	0	0
集団渡来地	箇所 面積	0	0	0	0	0	0	0
集団繁殖地	箇所 面積	0	0	0	0	0	0	0
希少鳥獣生息地	箇所 面積	0	0	0	0	0	0	0
生息地回廊	箇所 面積	0	0	0	0	0	0	0
身近な鳥獣生息地	箇所 面積	0	0	0	0	0	0	0
計	箇所 面積 0 0	0	0	0	0	0	0	0

区分		本計画期間に区域縮小する特別保護地区						計(D)
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
森林鳥獣生息地	箇所 面積	0	0	0	0	0	0	0
大規模生息地	箇所 面積	0	0	0	0	0	0	0
集団渡来地	箇所 面積	0	0	0	0	0	0	0
集団繁殖地	箇所 面積	0	0	0	0	0	0	0
希少鳥獣生息地	箇所 面積	0	0	0	0	0	0	0
生息地回廊	箇所 面積	0	0	0	0	0	0	0
身近な鳥獣生息地	箇所 面積	0	0	0	0	0	0	0
計	箇所 面積 0 0	0	0	0	0	0	0	0

区分		本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区						面積精査による変更(F)	計画期間中の増減(※1)	計画終了時の鳥獣保護区(※2)
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(E)			
森林鳥獣生息地	箇所 面積 78 6,880	0	0	0	0	0	0	0	0	78 6,880
大規模生息地	箇所 面積 1 45	0	0	0	0	0	0	0	0	1 45
集団渡来地	箇所 面積 5 9,252	0	0	0	0	0	0	0	0	5 9,252
集団繁殖地	箇所 面積 3 1,197	0	0	0	0	0	0	0	0	3 1,197
希少鳥獣生息地	箇所 面積 1 43	0	0	0	0	0	0	0	0	1 43
生息地回廊	箇所 面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身近な鳥獣生息地	箇所 面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	箇所 面積 88 17,417	0	0	0	0	0	0	0	0	88 17,417

※1 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E+F

※2 箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E+F

(3) 特別保護地区指定内訳

年度	指定区分	鳥獣保護区名	鳥獣保護区 指定面積 (ha)	特別保護地区 指定面積 (ha)	指定期間	区分	備考
4	森林鳥獣 生息地	清水の沢	545	43	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)	再指定	空知総合振興局 夕張市
		シユーバロ	330	53	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		空知総合振興局 夕張市
		支笏紋別岳	425	49	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		石狩振興局 千歳市
		穂別	447	61	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		胆振総合振興局 勇払郡むかわ町
		ホロカウシャップ	562	62	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		日高振興局 沙流郡日高町
		大沼	15,820	1,131	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		渡島総合振興局 亀田郡七飯町、茅部郡森町
		函館山	353	327	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		渡島総合振興局 函館市
		勇駒別	243	39	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 上川郡東川町
		滝の湯	130	28	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		オホーツク総合振興局 北見市
		栄浦	353	353	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		オホーツク総合振興局 北見市
		鹿の子沢	430	54	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		オホーツク総合振興局 常呂郡置戸町
		糠平	433	34	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		十勝総合振興局 河東郡上士幌町
		トムラウシ	607	98	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		十勝総合振興局 上川郡新得町
		義経山	421	47	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		十勝総合振興局 中川郡本別町
		鹿山	521	66	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 24 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		十勝総合振興局 足寄郡陸別町
		集団 渡来地	湧洞	767	411	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 14 年 9 月 30 日まで ( 10 年間)	十勝総合振興局 広尾郡大樹町
		希少鳥獣 生息地	初田牛	86	43	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 14 年 9 月 30 日まで ( 10 年間)	根室振興局 根室市
		計	17	22,473	2,899		
5	森林鳥獣 生息地	恵岱別	427	47	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)	再指定	空知総合振興局 雨竜郡雨竜町
		占冠	563	42	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 勇払郡占冠村
		幾寅	392	40	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 空知郡南富良野町
		朝日	374	43	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 士別市
		風連	467	80	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 名寄市
		藤山	399	45	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		留萌振興局 留萌市

	達布	496	48	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		留萌振興局 留萌郡小平町
	羽幌	450	51	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		留萌振興局 様似郡様似町
	枝幸	394	49	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		宗谷総合振興局 枝幸郡枝幸町
	ビヤシリ	734	48	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		オホーツク総合振興局 紋別郡雄武町
	歴舟川	503	52	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		十勝総合振興局 広尾郡大樹町
	雌阿寒	508	115	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		十勝総合振興局 足寄郡足寄町
	上茶路	491	75	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		釧路総合振興局 白糠郡白糠町
	尾幌	120	58	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		釧路総合振興局 釧路郡釧路町
	集団繁殖地	大島	956	956	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 25 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)	渡島総合振興局 松前郡松前町
	計	15	7,274	1,749		
6 森林鳥獣生息地	利根別	364	35	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)	再指定	空知総合振興局 岩見沢
	金剛沢	646	103	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		空知総合振興局 芦別市
	薦泊	827	47	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		空知総合振興局 深川市
	青山	810	41	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		石狩振興局 石狩郡当別町
	コックリ湖	406	34	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		後志総合振興局 磯谷郡蘭越町
	幌満	434	165	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		日高振興局 様似郡様似町
	浮島	602	70	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 上川郡上川町
	中愛別	391	34	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 上川郡愛別町
	和寒	490	51	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 上川郡和寒町
	古丹別	765	72	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		留萌振興局 苦前郡苦前町
	遠別	532	41	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		留萌振興局 天塩郡遠別町
	屈斜路	396	69	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		釧路総合振興局 川上郡弟子屈町
	厚岸	120	58	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		釧路総合振興局 厚岸郡厚岸町
	温根沼	517	41	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		根室振興局 根室市
	養老牛	489	77	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 26 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		根室振興局 標津郡中標津町
	計	15	7,789	938		

7	森林鳥獣 生息地	雨竜沼	624	108	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 27 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)	再指定	空知総合振興局 雨竜郡雨竜町
		野幌	2,048	61	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 27 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		石狩振興局 札幌市、江別市、北広島市
		濃尻	342	52	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 27 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		石狩振興局 石狩市
		松前	336	76	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 27 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		渡島総合振興局 松前郡松前町
		黒井川	360	69	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 27 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		渡島総合振興局 函館市
		北大雨龍研究林 母子里地区	698	89	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 27 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 雨竜郡幌加内町
		山部	426	43	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 27 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 富良野市
		瑠辺薬	424	39	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 27 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 上川郡美瑛町
		新下川	513	76	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 27 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 上川郡下川町
		一の橋	383	53	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 27 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 上川郡下川町
		常室	392	31	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 27 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		十勝総合振興局 十勝郡浦幌町
	大規模 生息地	東京大学附属 北海道演習林	11,059	45	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 27 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 富良野市
計		12	17,605	742			
8	森林鳥獣 生息地	第二シユーバロ	547	98	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)	再指定	空知総合振興局 夕張市
		余市	341	64	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		後志総合振興局 余市郡余市町
		登別	547	54	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		胆振総合振興局 登別市
		美利河	623	59	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		檜山振興局 瀬棚郡今金町
		大雪原生林	546	103	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 上川郡上川町
		西風連	300	24	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 名寄市
		中川	516	289	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		上川総合振興局 中川郡中川町
		大津	278	116	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		十勝総合振興局 中川郡豊頃町
		シュンクシタカラ	552	12	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 28 年 9 月 30 日まで ( 20 年間)		釧路総合振興局 釧路市
計		9	4,250	819			
合計		68	59,391	7,147			

#### (4) 特別保護指定区域の指定について

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響を生じるおそれのある場所について、特別保護指定区域を指定することができる。

現在、人の立入や車両の乗り入れ等による鳥獣の保護繁殖に影響が生じている事案が見られないことから、本計画期間中に特別保護指定区域の指定は計画していないが、期間中に対象となる事案が生じた場合は、指定について検討する。

### 3 休猟区の指定

休猟区は、狩猟鳥獣の生息数が著しく減少している場合において、その数を増加させる必要があると認められる区域があるときに、当該区域における狩猟者の入込み状況を勘案し、3年以内の存続期間を定めて指定するものである。

本道では、狩猟の主な対象であるエゾシカの生息数の増加に伴って深刻な農林業被害が発生しており、積極的に捕獲を必要とする状況であるため、本事業計画の計画期間内において、休猟区の指定は行わない。

### 4 鳥獣保護区の整備等

#### (1) 方針

鳥獣保護区を指定又はその存続期間を更新若しくは特別保護地区を指定又は再指定したときは、当該区域の区域内にこれら区域を明示した標識（案内板及び制札）を設置する。

また、既に設置している標識が毀損又は汚損等した場合は、速やかに補修等必要な整備を行う。

なお、鳥獣保護区の管理に当たっては、鳥獣保護区の区域内における鳥獣の生息状況や生息環境の把握に努め、鳥獣保護区の指定目的の達成を図るとともに、違法捕獲の監視に努める。

#### (2) 整備計画

##### ア 標識の設置

区分		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計
鳥獣保護区	指定等箇所数	27	24	42	35	30	158
	案内板（枚）	27	24	42	35	30	158
	制札（枚）	189	168	294	245	210	1,106
特別保護地区	指定等箇所数	17	15	15	12	9	68
	案内板（枚）						
	制札（枚）	51	45	45	36	27	204
合計	指定等箇所数	44	39	57	47	39	226
	案内板（枚）	27	24	42	35	30	158
	制札（枚）	240	206	339	281	237	1,310

※ 鳥獣保護区の案内板は、特別保護地区の案内板を兼ねる。

## イ 利用施設の整備

鳥獣保護区の名称	所 在 地	利用施設の現況	整 備 方 針
支笏湖鳥獣保護区 〔支笏湖野鳥の森〕	千歳市 (石狩振興局)	観察路 1,554m 観察舎 2棟 他	毀損・破損した利用施設については、必要に応じて整備・補修等を行う。
チミケップ湖鳥獣保護区 〔チミケップ湖野鳥公園〕	網走郡津別町 (オホーツク総合振興局)	観察路 3,622m 観察舎 1棟 休憩舎 1棟 駐車場 他	

## 第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

遺伝的なかく乱の防止の観点その他生物多様性の確保の観点を踏まえ、人工増殖及び放鳥獣については、その効果と影響を勘案して慎重に対応する。

なお、傷病鳥獣を保護収容後、野外に放つことは除く。

### 1 鳥獣の人工増殖

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という）に基づき国が行う保護増殖の取組みについて、協力・連携に努める。

なお、狩猟鳥獣の人工増殖については、放鳥獣後の遺伝的なかく乱の防止の観点その他生物多様性の確保の観点を踏まえ、その効果と影響を勘案して慎重に対応する。

#### [参考] 国策定保護増殖事業計画

対象鳥獣	計画策定省庁	告示年月日
タンチョウ	環境省、農林水産省、国土交通省	H5. 11. 26
シマフクロウ	環境省、農林水産省	H5. 11. 26
ウミガラス	環境省	H13. 11. 30
エトピリカ	環境省	H13. 11. 30
オジロワシ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	H17. 12. 1
オオワシ	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	H17. 12. 1

### 2 放鳥獣

#### (1) 希少鳥獣等

法第2条第4項に規定する希少鳥獣については、国が行う取組みについて、協力・連携に努める。

また、その他北海道レッドリスト掲載種など絶滅のおそれのある鳥獣については、生活環境及び安全性の確保、放鳥獣による農林水産業及び生態系への影響、地域個体群への遺伝的なかく乱等を考慮しつつ、必要に応じ、放鳥獣の実施について検討する。

#### (2) 狩猟鳥獣

##### ア 鳥類

鳥類の放鳥に当たっては、地域個体群の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥させる。また、放鳥事業用の狩猟鳥類を育成し

ている者が当該鳥類を放鳥するときは、それらを放鳥することにより生息地や餌の競合又は病原体の伝搬等、人や他の鳥獣に悪影響を及ぼすおそれがないよう指導する。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際の放鳥については、放鳥用育成鳥類の衛生管理の徹底や個体の健康状態の確認等の実施を要請し、また、一時的に放鳥を見合わせるよう指導する。

イ 哺乳類

哺乳類の放獣については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、原則、認めない。

(3) 外来鳥獣等

本来国内に生息していない人為的に海外から導入された鳥獣又は国内において本来の生息地以外の地域に人為的に導入され生態系等に被害を生じさせている鳥獣若しくは被害を及ぼすおそれのある鳥獣については、在来種との交雑や生息地・餌の競合等により、生態系をかく乱し、生物多様性を損なうおそれがあることなどから、放鳥獣を行わないよう指導を徹底する。

#### 第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

##### 1 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

###### (1) 許可をしない場合の基本的な考え方

ア 捕獲後の処置の計画等に照らして、明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

イ 捕獲等又は採取等によって、特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣はこの限りではない。

ウ 捕獲等又は採取等によって特定希少鳥獣管理計画又は第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。

エ 捕獲等又は採取等によって、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがある場合又は社寺境内、墓地等における捕獲等又は採取等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがある場合。

オ 特定猟具使用禁止区域内で禁止された特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、当該猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

カ 法第36条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第45条に規定する危険猟法により捕獲等をする場合。

ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたとき又は道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）第16条第1項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定による危険猟法（麻酔の作用を有する政令で定める劇薬を使用する猟法）による捕獲等について道知事の許可を受けたときは、この限りではない。

キ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。

ただし、法第38条の2の規定による道知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

ク 愛がんのための飼養の目的で捕獲する場合

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっては、次に掲げる条件などを付す。

特に住居が隣接した地域又はその周辺の地域における捕獲等を許可する場合は、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件等を付す。

ア 捕獲等又は採取等の期間、区域又は方法の限定

イ 鳥獣の種類及び数の限定

ウ 捕獲物の処理の方法

エ 捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持

オ 捕獲等に使用するわなの数量及びわなの見回り

カ その他、必要と求められる事項

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲の許可は、次に掲げる基準を満たすものとする。

ただし、ア(ア)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ヒグマの生息状況等を勘案して、誤誤捕獲のおそれがないと判断される場合には、以下によらないことができる。

ア 獣類（ヒグマを除く。）の捕獲許可

(ア) 捕獲に用いる方法がくくりわなの場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであること。

(イ) 捕獲に用いる方法がとらばさみの場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が12センチメートルを超えないもので、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

(ウ) エゾシカの捕獲に用いる方法がくくりわなの場合は、上記基準のほか、原則としてワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、よりもどしを装着したものであること。

イ ヒグマの捕獲許可

捕獲に用いる方法は、原則としてはこわなに限る。

ウ 鳥類の捕獲許可

わなによる捕獲は認めない。ただし、過去の捕獲実績を踏まえて最も捕獲の効果があると認められ、かつ、誤誤捕獲のおそれがなく、また、人に対する安全確保が図られると認められる場合に限り、はこわなの使用を認める。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ないなど保護の必要性が高い種又は地域個体群に属する種については、捕獲許可を慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要な場合は、捕獲数の調整を行うなど適正かつ計画的な捕獲を行わせる。

## 2 目的別の捕獲許可の基準

(1) 学術研究を目的とする場合

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、

この限りではない。

#### ア 学術研究

研究の目的及び内容	<p>次に掲げるいずれにも該当するものであること。</p> <p>① 主たる研究目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付隨的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。</p> <p>② 捕獲等又は採取等をする以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>③ 主たる研究内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関するものであること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。</p> <p>④ 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として一般に公表されるものであること。</p>
許可対象者	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれら調査研究を行う者から依頼を受けた者
鳥獣の種類・数	必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。
期間	1年以内
区域	必要最小限の区域とし、原則として特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りではない。
方法	<p>次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。</p> <p>① 法第12条第1項又は第2項に基づく禁止猟法ではないこと。</p> <p>② 殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。また、装着する標識が観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報の公開を申請者に求めるよう努める。</p>
捕獲等又は採取等後の措置	<p>原則として次の各号に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>① 殺傷又は損傷を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。</p> <p>② 個体識別を目的に行うタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋め込み等を行う場合は、鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであること。</p> <p>③ 電波発信機（原則として必要期間経過後短期間のうちに脱落するもの）又は足環の装着等鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。</p>
その他	許可基準の詳細、許可の運用及び取扱いについては、別に定める鳥獣捕獲許可取扱要領による。

#### イ 標識調査（環境省足環を装着する場合）

許可対象者	国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）
鳥獣の種類・数	<p>原則として次のとおりとする。ただし、特に必要と認められる種については、この限りではない。</p> <p>① 標識調査を主たる業務として実施している者は、鳥類各種各2,000羽以内</p> <p>② 3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者は、鳥類各種 各1,000羽以内</p> <p>③ 上記①及び②以外の者は、鳥類各種各500羽以内</p>
期間	1年以内

区 域	施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし特に必要があると認められる場合は、この限りではない。
方 法	原則として、網、わな又は手捕りとする。
そ の 他	許可基準の詳細、許可の運用及び取扱いについては、別に定める鳥獣捕獲許可取扱要領による。

(2) 鳥獣の保護を目的とする場合

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

許可対象者	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員
鳥獣の種類・数	必要と認められる種類及び数
期間・区域	1年以内、申請者の職務上必要な最小限の区域
方 法	原則として法第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法以外の猟法
そ の 他	許可基準の詳細、許可の運用及び取扱いについては、別に定める鳥獣捕獲許可取扱要領による。

イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

許可対象者	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者
鳥獣の種類・数	必要と認められる種類及び数
期間・区域	1年以内、必要と認められる区域
方 法	原則として法第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法以外の猟法
そ の 他	許可基準の詳細、許可の運用及び取扱いについては、別に定める鳥獣捕獲許可取扱要領による。

(3) 鳥獣の管理を目的とする場合

ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的の許可基準は次とおりとする。なお、現に被害が生じている場合だけではなく、そのおそれのある場合についても同様とし、原則として、被害防止対策ができない、又は被害防除対策によつても被害防止ができないと認められるときに許可をする。

また、被害が生じることがまれであるか、又は従来の許可実績が僅少である鳥獣についての捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定めるなどとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可をする。

許可対象者	<p>① 原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者（市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む）とし、個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）であって、銃器を使用する場合は第一種銃獵免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第一種銃獵又は第二種銃獵免許を所持する者）、銃器の使用以外の方による場合は網獵免許又はわな獵免許を所持する者。</p> <p>② 獵免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は、許可することができる。</p> <p>ア 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合</p> <p>(ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合</p> <p>(イ) 農業被害の防止の目的で農業者自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性のある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により、鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合。</p> <p>イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてエゾシカその他の鳥獣（ヒグマを除く。）を捕獲する場合</p> <p>ウ 法人がアザラシ類の捕獲する場合であって次に掲げる場合</p> <p>(ア) 銃器によりアザラシ類を捕獲する場合は、許可申請日前1年以内に漁業法に基づく「トド採捕承認」において採捕従事者となっており、かつ損害が生じた場合の賠償能力を有している場合</p> <p>(イ) 銃器以外の方法によりアザラシ類を捕獲する場合</p> <p>③ 法人に対する許可に当たっては、その従事者には、原則として獵免許を有する者を選任するよう指導する。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に獵法の種類に応じた獵免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができる。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導する。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、被害防止を目的とする鳥獣の捕獲の効果的な実施に努める。</p>
鳥獣の種類・数	<p>現に被害等を生じさせ又はそのおそれのある種とし、被害等を防止する目的を達成するために必要な数とする。</p> <p>なお、鳥類の卵の採取等の許可是、原則として現に被害を生じさせている個体を捕獲等することが困難で、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合又は建築物等の汚染等を防止するため巣を除去する必要がある場合に、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に許可をする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、本欄中の上記について適用しない。</p>
期間	<p>原則として被害が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲等又は採取等が実施できる時期で、捕獲等をしようとする鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がない必要かつ適切な期間とする。ただし、被害が生じると予察される場合又は飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる場合等特別な事由が認められるときは、この限りではない。</p>
区域	被害等の発生状況に応じ、必要かつ適切な区域

方 そ の 他	原則として法第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び法第36条に規定する危険猟法以外の方法とする。 なお、空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。 また、許可基準の詳細、許可の運用及び取扱いについては、別に定める鳥獣捕獲許可取扱要領による
------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(1) 鳥獣による被害発生の予察

a 被害予察捕獲の方針

鳥獣による被害発生を予察した捕獲は、鳥獣による被害が発生するおそれがあり、かつ、その被害をもたらすおそれのある鳥獣を捕獲しなければ被害が広域に及ぶおそれがあり、また、常時、捕獲を行わなければ被害を防止することが困難であると認められる場合に限り、許可をする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。

なお、鳥獣による被害等の予察に当たっては、市町村及び関係機関の協力を得て、鳥獣による過去の被害状況を的確に把握し、必要があると認められる場合は地域ごとの被害発生予察表を作成する。

b 予察表

加害鳥獣	被　害　対　象	被　害　発　生　時　期　(月)												被　害　発　生　地　域
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
タヌキ	畑作物、果樹、果実	◀											▶	全道一円
キツネ	家畜、畑作物、家畜飼料、果実	◀											▶	全道一円
ノイヌ	家畜	◀											▶	道南、道東
ミンク	養殖魚	◀											▶	道北、道東
アライグマ	畑作物、家畜飼料、果樹、果実、生態系	◀											▶	全道一円
ヒグマ	水稻、穀類、養蜂、果樹、家畜、人身被害	◀											▶	全道一円
エゾシカ	畑作物、牧草、樹木、水稻、穀類	◀											▶	全道一円
ユキウサギ	若齢林木、畑作物、果樹、穀類	◀											▶	全道一円
アザラシ類	水産物、漁具	◀											▶	沿岸一円
サギ類	水稻、養殖魚	◀							▶					道央、道北、道東
ガン・カモ・ハクチョウ類	水稻、穀類、牧草	◀							▶					全道一円
カモメ類	水稻、水産物、糞害	◀											▶	沿岸、道央、道南
キジバト・カワラバト(ドバト)	畑作物、穀類、家畜飼料、糞害	◀											▶	全道一円
ヒヨドリ・ムクドリ	果樹、果実			◀				▶						全道一円

ウソ	果樹	↔											道央
スズメ	水稻、畑作物、果樹	↔										全道一円	
カラス類	畑作物、果樹、家畜、家畜飼料、水産物、生活環境	↔										全道一円	

#### イ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

第二種特定鳥獣管理計画が作成されている次の鳥獣において、管理の目的で捕獲しようとするときは、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく「数の調整」としての捕獲とする。なお、ヒグマの捕獲及び個別の被害防止の目的の場合は、「被害の防止」を目的とした捕獲許可の対象とする。

#### (ア) 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

対象鳥獣	実施年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等
ヒグマ	令和4年度～令和8年度	・人とヒグマとのあつれき軽減と地域個体群の存続の両立を図るため、北海道ヒグマ管理計画に基づき、人身事故防止のための普及啓発、農作物被害等の防止を図るために被害防除法の普及を行うなど、総合対策を推進する。
エゾシカ		・生息数を一定の水準まで減少させるため、北海道エゾシカ管理計画に基づき、数の調整を目的とする捕獲を積極的に進めるなど、総合対策を推進する。 ・エゾシカを自然資源として位置付け、その捕獲個体の有効活用を図ることにより、個体数管理の推進を図る。
ゴマフ アザラシ		・北海道アザラシ管理計画に基づき、北海道沿岸のゴマファザラシを適正な生息、回遊個体数に維持することにより、漁業被害が受容限度を超えない水準まで軽減するとともに、ゴマファザラシの安定的な存続を図り、人とアザラシ類との共存を図る。

※ヒグマの捕獲については、現在は数の調整を目的とする捕獲は行っていないが、参考として記載する。

#### (イ) 許可基準

許可対象者	第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とした捕獲を行うことができる者は法人とし、捕獲従事者は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に係る許可基準の設定③の許可対象者に掲げる者
鳥獣の種類・数	第二種特定鳥獣管理計画に基づく特定鳥獣とし、当該計画の目標達成のために必要な適切かつ合理的な数
期間・区域	第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために必要かつ適切な期間・区域
方 法	原則として法第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法及び法第36条に規定する危険猟法以外の方法とする。 なお、空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。
その他	許可基準の詳細、許可の運用及び取扱いについては、別に定める鳥獣捕獲許可取扱要領による。

#### ウ 捕獲の適正化のための体制の整備等

管理のための捕獲の適正かつ円滑な実施を図るため、市町村及び関係機関・団体に対し、

地域において関係機関が連携して被害対策等を協議検討する協議会等の設置について助言に努めるとともに、被害等が顕著な地域にあっては、捕獲隊の編成や広域捕獲の実施等について指導・助言に努める。

特に関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画と整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導する。

#### (4) その他特別の事由の場合

捕獲等の目的	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法
ア 博物館、動物園その他これに類する施設における展示	博物館及び動物園等の公共施設の飼育者又は研究者若しくはこれらの中のものから依頼を受けた者	展示の目的を達成するため必要な種類及び数	6か月以内	原則として施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除外した区域	原則として法第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法以外の猟法
イ 養殖している鳥類の近親交配の防止	道内において鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数。放鳥を目的とする場合は、対象放鳥地の個体に限る			網、わな又は手捕り
ウ 祭礼行事等への利用	祭礼行事等の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者	祭礼行事等に用いる必要最小限の数（鳥獣を致死させることによらなければ祭礼行事等の目的が達成できないと認められる場合を除き、祭礼行事等に用いた後は放鳥獣とする。）	1か月以内		原則として法第12条第1項又は第2項に規定する禁止猟法以外の猟法
エ その他の特別な事由	他の特別な事由が認められる者	必要と認められる種類及び数	必要と認められる期間		
備考	許可基準の詳細、許可の運用及び取扱いは、別に定める鳥獣捕獲許可取扱要領による。				

### 3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

#### (1) 被許可者への指導

##### ア 捕獲実施に当たっての留意事項

被許可者に対し、錯誤捕獲や事故発生の防止に係る万全の対策を講じさせ、関係地域住民等への捕獲等又は採取等の事前周知を指導するとともに、法第9条第12項の規定に基

づき、猟具ごとに見やすい場所に、住所、氏名又は名称、許可者名、許可の有効期間、許可証の番号及び捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類を記載した標識を装着させるものとし、猟具の大きさ等の理由で標識を装着できない場合は、猟具設置場所周辺に立て札等で標識を設置するよう指導する。

#### イ 捕獲物又は採取物の処理等

- (ア) 捕獲物又は採取物は、法第18条に規定する適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、当該捕獲等又は採取等した場所への放置は認められない。
  - (イ) 肺熱(CSF)等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。
  - (ウ) 被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。
  - (エ) 捕獲物又は採取物は、鳥獣の保護管理に関する学術研究又は環境教育等への利用など、関係法令に基づく適法な方法で有効に活用できる場合に、努めてこれを利用するよう指導する。
  - (オ) 捕獲物又は採取物が、違法に捕獲等又は採取等されたものと誤認されないよう、適正な処置が講じられるよう指導する。

特に、ヒグマについては、国内で密猟されたり違法輸入された個体の流通を防止するため、捕獲した個体に目印標(製品タグ)を装着させることにより、国内で適法に捕獲されたものであることを明確にさせる。

- (カ) 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法により行うよう指導する。
- (キ) 捕獲許可申請者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を十分に周知する。
  - a 錯誤捕獲した個体は、原則として所有及び活用はできないこと。また、放鳥獣の検討を行うこと。
  - b 狩猟鳥獣以外の鳥獣は、捕獲個体を生きたまま譲渡するときは飼養登録等の手続きを要する場合があること。
  - c 捕獲個体の処理方法が捕獲許可申請書に記載された方法と異なる場合は、法第9条第1項の規定に違反するおそれがあること。

#### ウ 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

#### エ 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

#### オ 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、ヒグマの生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、設置場所を変更するなど、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、錯誤捕獲した場合には、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続きを行うものとする。

## (2) 許可権限の市町村長への移譲

### ア 方 針

地域における鳥獣の管理の円滑な実施に資するため、北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年条例第6号。以下「事務処理特例条例」という）又は鳥獣被害防止特措法に基づいて、法第9条第1項に規定する知事の権限に属する鳥獣の捕獲許可事務の市町村への移譲に努める。なお、当該事務の移譲に当たっては、鳥獣の生息数及び分布状況等を踏まえた広域的な見地からの必要性と許可の対象種を検討するとともに、市町村の事務処理実施体制の整備状況等を勘案し、市町村との調整・協議を密に図る。また、市町村に対し法令及び本事業計画に即して捕獲許可事務が適切に実施されるよう助言するなど、許可制度の円滑な運用が図られるよう努める。

### イ 市町村への事務移譲状況

移譲根拠法令	事務処理特例条例	鳥獣被害防止特措法
移譲事務	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とした鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可	
移譲市町村	道内全市町村（179市町村）	被害防止計画策定市町村
許可対象鳥獣	キジバト、カワラバト〔ドバト〕、ニュウナイスズメ、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、キツネ、ノイヌ、ノネコ、アライグマ、とがりねずみ科に属する獸類、ねずみ科に属する獸類	被害防止計画掲載種 なお、ヒグマ及びアザラシ類については、広域的な保護管理を行う必要があるため不同意とする。
移譲の始期	昭和62年度～	平成20年～
備 考		

## (3) 鳥獣の飼養の適正化

道は、法第19条第1項に規定する鳥獣の飼養の登録に関する事務について、事務処理特例条例に基づき道内各市町村に移譲（昭和62年度～）しており、市町村において当該事務が適正に処理されるよう、引き続き各市町村への助言に努めるとともに、市町村、警察等関係機関と連携・協力し、鳥獣の飼養の適正化及び違法飼養の防止に努める。

## (4) 販売禁止鳥獣等

販売することにより鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとして環境省令で定める鳥獣又は鳥類の卵については、販売する目的が法第24条第1項に規定する学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的に適合し、かつ、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理の増加、個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り許可をする。

## (5) 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

法第38条の2に基づく住居集合地域等における麻醉銃猟を許可する場合について、対象とする鳥獣は、出没により住民の生命財産に影響を及ぼすおそれのある獸類とし、原則としてエゾシカとする。

なお、ヒグマについては、捕獲従事者が反撃を受けたり、麻醉薬の効果が現れるまでの間に周辺住民へ危害が及んだり、あるいは財産物の損害を被るなど、二次的な被害が発生し、

人命に関わる甚大なものとなる可能性があるため対象としない。

また、許可に際しては、捕獲従事者及び住民等への危害及び財産への損害を防止するための措置が講じられていること。

## 第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

### 1 特定猟具使用禁止区域の指定

#### (1) 方針

特定猟具の使用に伴う危険の予防又は環境省令で定める指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持のため、次の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

なお、10年ごとに区域を見直し、必要に応じて再指定を行う。

本事業計画の計画期間において、指定期間が満了する銃器に係る特定猟具使用禁止区域39か所8, 479ヘクタールの存続期間を再指定する。

#### ア 銃猟に伴う危険を予防する地区

##### (ア) 銃猟による事故が頻発している地区

(イ) 学校等の教育機関や病院等の保健医療機関等が所在する地区及びその近傍

(ウ) 恒常的に農林水産業活動に利用されているなど人が所在する可能性が高い場所

(エ) レクリエーション等保健休養の目的で利用する者が多いと認められる場所

(オ) 市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所

(カ) その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

#### イ わな猟に伴う危険を予防する地区

(ア) 保育園、幼稚園、学校等の教育施設が所在する地区及びその近傍

(イ) 子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺

(ウ) 自然観察及び野外レクリエーション等の目的で利用する者が多いと認められる場所

(エ) その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

#### ウ 静穏を保持する必要がある区域

## (2) 特定獣具使用禁止区域指定計画

〔面積：ha〕

区分		既指定（A）	本計画期間に指定する区域					
			4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計（B）
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所 面積	93 35,990						0 0
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所 面積	0 0						0 0
計	箇所 面積	93 35,990	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

△		△	本計画期間に区域拡大する区域					
			4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計（C）
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所 面積		1 49					1 49
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所 面積							0 0
計	箇所 面積		1 49	0 0	0 0	0 0	0 0	1 49

※3

△		△	本計画期間に区域縮小する区域					
			4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計（D）
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所 面積							0 0
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所 面積							0 0
計	箇所 面積		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

△		△	本計画期間に解除又は期間満了となる区域						面積精査による 変更（F）	計画期間中の 増減（※1）	計画終了時の特 定獣具使用禁止 区域（※2）
			4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計（E）			
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所 面積		1 49					1 49		△ 1 0	92 35,990
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所 面積							0 0		0 0	0 0
計	箇所 面積		1 49	0 0	0 0	0 0	0 0	1 49	0 0	△ 1 0	92 35,990

※1 箇所数についてはB-E、面積についてはB+C-D-E+F

※2 箇所数についてはA+B-E、面積についてはA+B+C-D-E+F

※3 令和4年度の区域拡大は、同年に期間満了とした区域を統合することによるもの

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

年度	所 在 地	名 称	指定面積 (ha)	指 定 期 間	禁止猟具	備 考
4	芦別市(空知)	旭	136	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 14 年 9 月 30 日まで ( 10 年間)	銃 器	再 指 定  穂別ダム下流域を統合 期間満了 再指定
	江別市(石狩)	世田豊平川	30			
	札幌市(石狩)	伏籠川	15			
	勇払郡むかわ町(胆振)	豊進	38			
	勇払郡むかわ町(胆振)	穂別ダム	215			
	勇払郡むかわ町(胆振)	穂別ダム下流域	0			
	幌泉郡えりも町(日高)	えりも	88			
	北斗市(渡島)	中野通	394			
	北斗市(渡島)	三好	63			
	紋別郡湧別町(林-ツク)	川西古川	14			
5	足寄郡陸別町(十勝)	陸別銀河の森	163			
	計		11	1,156		
6	空知郡奈井江町(空知)	爾波山	99	令和 5 年 10 月 1 日から 令和 15 年 9 月 30 日まで ( 10 年間)	銃 器	再 指 定
	歌志内市(空知)	神威岳	160			
	夕張市(空知)	清陵	18			
	樺戸郡月形町(空知)	皆楽	27			
	勇払郡厚真町(胆振)	厚真大沼	17			
	北斗市(渡島)	茂辺地	10			
	斜里郡斜里町(林-ツク)	斜里	235			
	中川郡幕別町(十勝)	猿別	351			
	河東郡上士幌町(十勝)	糠平	88			
	厚岸郡浜中町(釧路)	幌戸沼	6			
7	計		10	1,011		
	苦小牧市(胆振)	丹治沼	39	令和 6 年 10 月 1 日から 令和 16 年 9 月 30 日まで ( 10 年間)	銃 器	再 指 定
	伊達市(胆振)	長流川	71			
	様似郡様似町(日高)	幌満ダム	164			
	茅部郡森町(渡島)	鳥崎	140			
	北斗市(渡島)	当別	13			
8	網走市(林-ツク)	大曲呼人	139			
	計		6	566		
	岩見沢市(空知)	上幌	1	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 17 年 9 月 30 日まで ( 10 年間)	銃 器	再 指 定
	旭川市(上川)	石狩川水系	1,812			
	天塩郡天塩町(留萌)	鏡沼	294			
9	中川郡中川町(十勝)	十勝川水系	1,338			
	中川郡池田町(十勝)	利別	191			
	計		5	3,636		
	空知郡南幌町(空知)	暁沼	7	令和 8 年 10 月 1 日から 令和 18 年 9 月 30 日まで ( 10 年間)	銃 器	再 指 定
	雨竜郡雨竜町(空知)	丹羽沼・鶴田沼	23			
10	夕張市(空知)	古山ため池	28			
	千歳市(石狩)	千歳市蘭越	207			
	虻田郡京極町(後志)	京極ふきだし公園周辺	15			
	北斗市(渡島)	久根別	133			
	二海郡八雲町(渡島)	八雲	1,184			
合計	稚内市(宗谷)	メグマ沼	513			
	計		8	2,110		
	期間満了		1	0		
	新規指定		0	0		
	再 指 定		39	8,479		

## 2 特定猟具使用制限区域の指定

### (1) 方針

特定猟具使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域を指定することができる。特に休猟区解除後は、狩猟者の集中的入猟が予想されることから、必要に応じ入猟を制限することができる。

なお、本道においては、狩猟の解禁等により狩猟者が集中的に銃猟又はわな猟を行う地域がないため、本事業計画の計画期間において、特定猟具使用制限区域の指定は計画しない。

## 3 猟区設定に関する事項

### (1) 方針

猟区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、一定の区域において、狩猟者数の制限その他狩猟の管理を行う区域であり、猟区を設定しようとする者は知事の認可を必要とする。

なお、認定に当たっては次の点を十分考慮する。

- ア 狩猟免許を有している者又は狩猟者団体からの協力を得られている等、管理経営に必要な技術と能力を有していること。
- イ 会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されていること
- ウ 隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。
- エ 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないこと。

### (2) 猟区の設定状況

名称	所在地	面積(ha)	設定期間	設定者	備考
西興部村 猟区	紋別郡 西興部村	30,585	平成26年9月15日 ～ 令和6年9月14日	特定非営利活動法人 西興部村猟区管理協会 会長 大澤 安廣	当初設定年月日 H16.10.1 (林-ツク総合振興 局管内)
占冠村 猟区	勇払郡 占冠村	56,057	平成26年9月15日 ～ 令和6年9月14日	占冠村	当初設定年月日 H26.9.15 (上川総合振興 局管内)

## 4 指定猟法禁止区域に関する事項

### (1) 方針

指定猟法禁止区域は、鳥獣の保護の見地から特に必要があると認める区域について、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある猟法（指定猟法）を定め、それによる鳥獣の捕獲等をすることを禁止する区域であり、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある場合は、新たに指定猟法を定める。

### (2) 指定計画

#### ア 指定猟法禁止区域

名称	北海道指定猟法禁止区域（対象区域：北海道の区域一円）
目的	希少猛禽類の鉛中毒事故を防止するため
指定期間	平成16年10月1日から（ただし、渡島総合振興局、檜山振興局及び後志総合振興局の区域にあっては、平成17年10月1日から）

指定猟法の種類	1 鉛成分を含む物質で作られているライフル弾（ただし、鉛成分の重量比が全体の2分の1以下で、かつ、着弾したときに鉛が飛散しないように鉛を含む部位が同部位の先端から2分の1以上鋼鉄で覆われている構造になっているライフル弾を除く。）を使用する猟法 2 鉛成分を含む物質で作られている粒径が7mm以上の散弾を使用する猟法
備考	平成16年8月20日北海道告示第754号

#### イ 鉛製散弾規制地域

名称	目的	面積(ha)	指定期間	所在市町村	備考
袋地沼 鉛散弾規制地域	鉛散弾による水鳥の鉛中毒	119	平成12年10月1日～	樺戸郡新十津川町	H12.9.22 道告示第1565号
サロマ湖 鉛散弾規制地域	事故防止のため	15,116	平成13年10月1日～	北見市、常呂郡 佐呂間町、紋別郡湧別町	H13.9.25 道告示第1614号
フレシマ湿原 鉛散弾規制地域		151	平成12年10月1日～	根室市	H12.9.22 道告示第1565号
(3箇所)		15,386			

#### (3) 許可の方針

指定猟法による捕獲等によって、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、許可しない。

なお、これまでヒグマの捕獲に際し、必要と認められる場合はその使用を許可していたが、今後は希少猛禽類の鉛中毒事故を防止する目的から、ヒグマの捕獲を含めその使用を原則として許可しない。

## 第6 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

### 1 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

計画は、対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な管理目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策等の管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進し、鳥獣の管理を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的とする。

また、目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果を管理事業へ反映するというフィードバック管理の導入の下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ設定する。さらに、設定された目標については、管理事業の実施状況やモニタリングによる管理の目標の達成状況の評価を踏まえて、順応的に見直しを行う。計画の目標とする指標は、当該地域個体群に関する生息数、個体数指數、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から選択し、中期的な生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の管理の目標を設定する。

対象鳥獣の種類	計画策定の目的	計画期間	対象区域	備考
エゾシカ	人間活動とエゾシカとのあづれきを軽減するとともに、エゾシカの絶滅を回避しながらエゾシカと人間の共生及び生物多様性の保全とその持続可能な利用を図る。	令和4年4月1日～令和9年3月31日	全道一円	
ヒグマ	ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減並びに地域個体群の存続を図る。	令和4年4月1日～令和9年3月31日	全道一円	
ゴマフアザラシ	ゴマフアザラシによる漁業被害を軽減し、人とアザラシ類との共存を図るため、その適正な管理を推進する。	令和4年4月1日～令和9年3月31日	全道一円	

## 2 実施計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、年度ごとに適切な鳥獣管理事業を実施するための実施計画の作成に努める。

また、計画の効果的な実施に関わる取組みを推進するため、関係機関は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体群管理とともに被害防除対策と一緒に鳥獣の生息環境の管理を図るなど、総合的な取組みの推進に向け連携を図る。

## 第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 基本方針

法第78条の2及び北海道野生動物保護管理指針（平成8年策定）に基づき、狩猟者等の鳥獣捕獲の結果報告や各種情報を定期的に収集するなど基礎的データの蓄積に努めるとともに、あわせて生息環境調査の実施に努める。

### 2 鳥獣捕獲状況調査

#### (1) 方針

野生動物保護管理調査実施要領に基づき、狩猟や許可に基づく捕獲及び外来生物法に基づく防除で捕獲された鳥獣に関する情報収集から、捕獲実態や鳥獣の個体群動向等を調査分析し、科学的な情報に基づく適正な保護管理に必要な基礎資料を収集する。

#### (2) 調査内容

対象鳥獣	調査年度	調査内容・方法	備考
エゾシカ		・狩猟鳥獣生息調査	
ヒグマ			
キツネ			
エゾライチョウ			
アライグマ			
ミンク			
	令和4年度～令和8年度	狩猟者から捕獲等の位置情報、捕獲個体の性別、捕獲年月日等の捕獲状況の報告を収集	

### 3 ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類の保護管理に資するために行われる全国的調査の一環として、ガン・カモ科鳥類の主要飛来地における生息・渡来状況を調査する。

対象地域	調査年度	調査内容・方法	備考
全道	令和4年度～令和8年度	ガン・カモ・ハクチョウ類の調査対象主要飛来地を選定し、鳥類の種類毎の生息数を調査する。（調査時期は、毎年1月中旬）	

#### 4 鳥獣管理対策調査

管理を目的とする許可捕獲の適切な運用及び被害防止対策の検討に資するため、市町村等関係機関の協力を得て、鳥獣の種類毎の被害発生状況や被害額の調査・把握を行うものとする。

#### 5 第二種特定鳥獣管理計画対象鳥獣の生息状況調査

##### (1) 方針

第二種特定鳥獣管理計画を推進するため、次の生息分布調査等必要に応じた調査を実施する。

対象鳥獣	調査年度	調査内容・方法	備考
エゾシカ	令和4年度～令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個体数指標の動向調査 ライトセンサス、道路管理者や鉄道管理者からの情報を収集</li> <li>・捕獲個体分析調査 妊娠率等の個体群特性に関する調査</li> <li>・生息環境調査</li> <li>・捕獲状況調査 狩猟者の捕獲実績と行動実態の調査 餌資源や植生指標調査</li> <li>・被害状況調査 被害の実態、被害防除策の効果の検証</li> <li>・分布調査</li> </ul>	詳細は各計画において定める
ヒグマ	令和4年度～令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個体数指標の動向調査 ヘアトラップ調査、広域痕跡調査</li> <li>・捕獲個体分析調査 繁殖状況、栄養状態等の把握</li> <li>・問題個体の動向調査 被害状況の把握、問題個体の特定</li> <li>・生息環境調査 堅果類結実状況の把握</li> <li>・分布調査</li> <li>・地域社会への意識調査 アンケート調査等による住民意識の把握</li> </ul>	詳細は各計画において定める
ゴマフ アザラシ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・個体数動向調査 目視によるカウントや自動撮影カメラによる映像解析</li> </ul>	詳細は各計画において定める

#### 6 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の指定等に際し、指定等の管理方針を明らかにし、当該区域の適正管理を推進するため、鳥獣の生息状況及び生息環境の調査に努め、あわせて地域における生物多様性の保全に資する。

また、これらの調査を実施するに当たり、鳥獣保護管理員等鳥獣の生息状況等に関する情報有する者からの情報収集や、市町村、自然保護団体及び狩猟者団体等関係機関の調査報告及び植生などの現地調査結果や文献等を活用する。

#### 7 希少鳥獣等保護調査

種の保存法により国内希少野生動植物種に指定されている希少鳥獣等に関し、関係市町村及び関係機関との連携の下、国の保護増殖事業計画に基づき実施される各種調査などへ連携・協力に努める。

対象鳥獣	調査年度	調査内容・方法	備考
タンチョウ シマフクロウ エトピリカ ウミガラス オオワシ オジロワシ	令和4年度 ～ 令和8年度	・保護増殖事業対象種の生息状況等調査 (国の取組みへの協力) ・希少猛禽類生息実態調査 猛禽類の死亡・傷病個体を回収し、死因や重金属汚染、風力発電施設の影響等の実態を調査	

## 第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員の配置及び育成

#### (1) 方針

鳥獣保護管理事業を円滑に推進するため、野生鳥獣に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努めるとともに、国や関係団体が実施している専門研修等を活用し、研究機関と連携の上、担当職員の専門的知識の向上と適正配置に努める。

また、市町村職員に対し、法及び鳥獣被害防止特措法に基づく各種計画の作成等に関する助言を行うとともに鳥獣保護管理関係業務に関する知識・技術の向上を目的に研修等を開催する。

#### (2) 配置状況

所 属 区 分	専 任	兼 任	合 計	備 考
本庁環境生活部環境局				
自然環境課	企画調整係	8	1	9 課長1含む
	野生鳥獣係	8	0	8 担当課長1含む
	エゾシカ対策係	8	0	8 担当課長1含む
	小計	24	1	25
振興局	空知総合振興局 保健環境部環境生活課		5	5 自然環境係4、主査〔動物管理〕1
	石狩振興局 保健環境部環境生活課		5	5 自然環境係4、主査〔動物管理〕1
	後志総合振興局 保健環境部環境生活課		3	3 自然環境係2、主査〔動物管理〕
	胆振総合振興局 保健環境部環境生活課		4	4 自然環境係4
	日高振興局 保健環境部環境生活課	1	3	4 自然環境係3、主査(エゾシカ)1
	渡島総合振興局 保健環境部環境生活課		5	5 自然環境係5
	檜山振興局 保健環境部環境生活課		2	2 自然環境係2
	上川総合振興局 保健環境部環境生活課		4	4 自然環境係3、主査〔動物管理〕1
	留萌振興局 保健環境部環境生活課		4	4 自然環境係4
	宗谷総合振興局 保健環境部環境生活課		3	3 自然環境係3
	オホーツク総合振興局 保健環境部環境生活課		6	6 自然環境係6

十勝総合振興局 保健環境部環境生活課		5	5	自然環境係5
釧路総合振興局 保健環境部環境生活課		6	6	自然環境係5、主査〔動物管理〕 1
根室振興局 保健環境部環境生活課		4	4	自然環境係4
小計(14振興局)	1	59	60	
合計	25	60	85	

(研究機関)

地方独立行政法人 北海道立総合研究 機構産業技術環境 研究本部エネルギー・環境・地質研 究所自然環境部	自然環境部 道南地区 野生生物室 道東地区 野生生物室		11	11	部長1(兼任)、生態系保全グループ1(兼任)、保護管理グループ3(兼任)
	合計	2	11	13	

(令和3年4月1日現在)

### (3) 分掌業務

本 庁	1 生物の多様性の保全等に係る企画及び総合調整に関すること 2 野生鳥獣の保護及び管理に関すること 3 エゾシカ対策に係る企画及び総合調整に関すること。
振 興 局	1 野生生物の保護及び管理並びに狩猟の取締りに関すること

(研究機関)

地方独立行政法人 北海道立総合研究 機構産業技術環境 研究本部エネルギー・環境・地質研 究所自然環境部	1 生態系の機構の解明及び保全に関する調査研究 2 野生(生物)種の生態及び保全に関する調査研究 3 野生動物個体群の保護管理に関する調査研究

### (4) 研修計画

名 称	主 催	開催回数	規 模	対象者数	目的・内 容	備考
野生生物保護 管理研修	環境省	年1回	全国	2人	野生生物保護管理 事務及び司法事務 の知識向上	
鳥獣保護管理 担当者研修	北海道 (本庁)	年1回 以上	全道	28人 (振興局職員)	鳥獣保護管理関係 業務に関する知 識・技術の向上	
市町村 担当職員研修	北海道 (振興局)	各振興局 年1回 以上	振興局 管内	179人 (市町村職員)	鳥獣保護管理関係 業務に関する知 識・技術の向上	

## 2 鳥獣保護監視員の配置及び育成

### (1) 方針

鳥獣保護区の管理、狩猟取締り、鳥獣の生息状況等に関する調査、鳥獣保護管理思想の普及啓発等鳥獣の保護管理事業の実施に関する事務を補助させるため、鳥獣保護監視員を配置する。

鳥獣保護監視員は、鳥獣の保護管理又は狩猟制度に関する知識、技術及び経験を有し、鳥獣の保護管理への熱意を有する者であって、身体的な適性能力を備えた者を任命する。

鳥獣保護監視員の配置数は、地域での鳥獣保護管理の必要性等を踏まえ、原則として1市町村当たり1名以上配置し、自然保護監視員、生物多様性保護監視員と兼務とする。

なお、これらの活動において専門性の発揮を図るため、鳥獣保護監視員の鳥獣の保護管理に関する知識・資質の向上に努める。

#### (2) 配置計画 (概要) 配置総数 194人

振興局	市町村数	配置数(人)	備考
空知	24	15	1 4以上の市町村が合併した市町村及び飛び地合併の市町村にあっては、巡視区域の拡大を踏まえ、原則として鳥獣保護監視員を複数名配置する。
石狩	8	14	2 狩猟期間内における狩猟事故防止を積極的に推進するため、左記の配置計画のほかに、エゾシカ猟期を重点的に狩猟者指導・狩猟取締りを行う短期鳥獣保護監視員を地域の実情に応じて配置する。
後志	20	16	
胆振	11	12	
日高	7	13	
渡島	11	18	
檜山	7	8	
上川	23	24	
留萌	8	7	
宗谷	10	9	
オホーツク	18	24	
十勝	19	19	
釧路	8	10	
根室	5	5	
合 計	179	194	

#### (3) 年間活動計画

活動内容	実施時期												備考	
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
鳥獣保護区等の巡視		←											→	狩猟期間(※) 10/1～3末 猟区9/15～4/15
狩猟指導・取締り								←					→	
違法捕獲取締・指導		←											→	
鳥獣生息状況等調査		←											→	

(※) エゾシカの狩猟期間は、第二種特定鳥獣管理計画に基づき毎年度設定。

#### (4) 研修計画

名称	主催	開催回数	規模	対象者数	目的・内容	備考
鳥獣保護管理員等研修	北海道 (振興局)	各振興局 年1回	振興局 管内	194人	関係法令等知識の向上 巡視等活動事項の熟知	

### 3 狩猟者の確保と育成

狩猟者の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。特に狩猟者の減少・高齢化は、将来的に地域における鳥獣による被害防止や管理を目的とする捕獲等に支障を来すおそれがあることから、引き続き、狩猟免許試験の日曜日開催や農閑期開催等を通じて、狩猟者の確保に努める。

また、特に鳥獣の適正な保護管理を推進する上で、鳥獣の生息状況や生息環境の把握、鳥獣による被害の防止対策の普及、管理を目的とする捕獲等を担う人材の確保・育成を進めるため、関係機関や狩猟者団体等との連携や認定鳥獣捕獲等事業者の活用に努める。

### 4 保護管理体制の整備

エゾシカやヒグマなど第二種特定鳥獣管理計画を策定している鳥獣の管理は、広域的に連携した取組みが必要であることから、(総合) 振興局を地域単位とする協議会を設置し、情報の共

有、連絡調整に努める。

また、鳥獣の適正な保護管理を推進する上で、鳥獣の生息状況や生息環境の把握、鳥獣による被害の防止対策の普及、被害防止のための捕獲を担う人材の育成・確保が必要であるが、狩猟者の減少・高齢化により将来的には市町村単位での対応が困難となることから、隣接する数市町村を単位とする地域対策協議会の設置やヒグマをはじめとする広範な野生鳥獣対策をコーディネートする能力を有する人材の確保が必要である。

## 5 鳥獣保護センター等の設置

傷病鳥獣の救護に当たっては、本道の広域性を踏まえ、地域の獣医師や動物園等関係機関で構成する傷病鳥獣保護ネットワークシステムを活用した取組みを推進するものとし、より一層の円滑な実施体制を検討する。

なお、傷病鳥獣の保護及び鳥獣保護思想の普及啓発等に関する拠点施設の設置については、将来的な検討課題とする。

## 6 取締り

鳥獣の保護管理と狩猟の適正化を図るため、振興局職員及び鳥獣保護管理員による狩猟取締りを行うとともに、狩猟者に対し、捕獲物の残滓放置の禁止、指定猟法（鉛製ライフル弾等の使用）による捕獲の禁止、作物のある土地などに立ち入るときに土地占有者の承諾を得ることなど法令の遵守について指導を行うとともに、警察、関係行政機関、関係団体等と連携したパトロール等を実施する。

また、狩猟者団体と連携し、各種機会を通じて狩猟者に対する狩猟事故防止及び法令の遵守について普及啓発を図る。

## 7 必要な財源の確保

狩猟税は、地方税法に基づく鳥獣保護管理事業を実施するための財源（目的税）であることから、鳥獣の保護管理及び狩猟に関する行政施策の実施に当たり、効果的な支出を図る。

## 8 農林水産部局との連携

鳥獣被害の実態を把握し、効果的な被害防止対策を図るため、環境部局と農林水産部局が連携した「鳥獣被害対策チーム」により、対策等を進める。

# 第9 その他鳥獣保護管理事業の実施のための必要な事項

## 1 鳥獣保護管理事業を巡る現状と課題

### (1) 鳥獣の保護管理

ア 多大な農林業被害をもたらしているエゾシカを現行の捕獲制度を運用する中で最大限の捕獲数の確保に努めた結果、農林業被害のピークであった平成23年度の64億円から令和2年度には約41億円まで減少したが、依然として生息数、農林業被害等は高水準で推移していることから、北海道エゾシカ管理計画を策定し、この計画に基づいて、科学的かつ計画的な個体数管理及び被害防止の取組みなど総合的な対策を関係機関と連携して積極的に実施していく必要がある。

なお、平成26年法改正において集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣としてニホンジカ(エゾシカ)を指定管理鳥獣として指定し、新たに創設された指定管理鳥獣捕獲等事業により国や都道府県が主体となり捕獲する制度が創設された。

イ ヒグマは北海道の豊かな自然を代表とする野生動物として道民共有の財産であるが、人

人身被害や農業被害なども発生しており、適正な保護管理が求められている。

地域によっては過去に分布域の分断や縮小が進行したが、現在では推定生息数の増加傾向が認められ、農業被害の増加や市街地出没の多発など、軋轢が増大している。

このため、北海道ヒグマ管理計画を策定し、この計画に基づいて、人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減を図りながら、地域個体群を存続させることを目的に、総合的な対策を関係機関と連携して積極的に実施していく必要がある。

また、捕獲が困難な市街地への出没が増加していることを踏まえ、円滑な対応のための連絡体制の構築や訓練など、地域対応力の強化を図る必要がある。

ウ　近年、ゴマファザラシは、確認個体数が著しく増加するとともに、生息域の拡大などにより、漁業被害が深刻化したため、北海道アザラシ管理計画を策定し、個体数の削減などに取り組んでいるが、依然として深刻な漁業被害が続いている地域があることなどから、管理計画に基づく取組を継続する必要がある。

エ　農作物被害や生態系に悪影響をもたらしているアライグマなどの外来鳥獣等は、積極的な防除が求められている。このうち、アライグマについては、北海道アライグマ対策基本方針（平成15年策定）を策定し、この方針に基づいて、アライグマの「野外からの排除」を目指して、関係機関が互いに連携・協力しあい、外来生物法に基づく防除計画の推進を図っているが、その他の外来鳥獣等についても、道内の生態系などへの影響を把握しながら、適切な対策を検討することが必要である。

## (2) 鳥獣保護区

近年、特定の鳥獣の増加により鳥獣保護区の資質低下や周辺地域での農林水産業被害の発生などにより、鳥獣保護区の指定のあり方について、検討が必要な状況となってきている。

このため、鳥獣保護区の指定等に当たっては、土地の利用状況や鳥獣の生息状況・生息環境を的確に把握し、保護すべき鳥獣など指定目的を明確にし、地域関係者の理解の醸成を図る必要がある。

また、既に指定している鳥獣保護区については、自然環境や社会情勢の変化などを総合的に勘案し、必要に応じて区域等の見直しを検討する必要がある。

## 2 地形や気象等が異なる特定の地域についての取扱い

### (1) 知床半島地域におけるエゾシカ対策等

知床地域は、我が国の中でも原生的な自然環境が保全されている数少ない貴重な地域であり、平成17年7月に国内3番目の世界自然遺産に登録された。国指定鳥獣保護区に指定されている知床半島地域は、エゾシカの好適な越冬地となっており、半島周辺地域における生活環境及び農林業被害の増大や、個体数の過密による生態系への影響が問題となっている。

このため、環境省が中心となり策定した「知床半島エゾシカ管理計画」を、道の北海道エゾシカ管理計画の地域計画として位置付け、国及び関係機関と連携・協力し、適正な管理を図るための取組みを推進する。

また、ヒグマについても、環境省が中心となり策定した「知床半島ヒグマ管理計画」を北海道ヒグマ管理計画の地域計画として位置づけ、国及び関係機関と連携・協力し、適正な管理を図るための取組みを推進する。

### (2) えりも地域におけるゼニガタアザラシ対策

ゼニガタアザラシは、北海道の東部沿岸から襟裳岬にかけて分布し、同じ岩礁を周年利用

する定着性の高いアザラシであり、法第2条第4項に基づく希少鳥獣であるほか、環境省レッドリストの準絶滅危惧種となっている。近年、襟裳岬周辺の個体数が増加したことにより、定置網のサケを中心に漁業被害が深刻な状況となっていることから、環境省ではゼニガタアザラシが絶滅危惧種に戻ることがないよう、個体群管理、被害防除対策、モニタリング等の手法を確立することを目的に平成28年3月に「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画」を策定したところであり、道としても国が行う取組みについて協力・連携に努める。

### 3 狩猟の適正管理

狩猟の適正化を推進するため、狩猟鳥獣の捕獲制限、可猟区域の制限、狩猟期間又は猟法の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等など、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用の状況の変化を踏まえ、必要に応じて地域の実情に応じた狩猟規制制度の適切な運用を図る。

また、これら各種制度の運用に当たっては、関係者の意見を収集・勘案し、機動的に見直す。

### 4 傷病鳥獣救護の基本的な対応

生態系は、野生生物の生と死によって成り立っており、傷病による野生鳥獣の死も生態系の重要な要素である。一方、傷病鳥獣の救護は、人道的な行為として行われてきており、鳥獣保護思想上も生き物を大切に思う気持ちからなされてきた側面もある。これらの視点を踏まえ、鳥獣保護思想の普及啓発及び野生鳥獣の救護・治療技術を図るために負傷又は疾病により治療等を必要とする鳥獣に対して野生復帰を目的として、適切な治療を行う。ただし、救護の対象とする鳥獣については、次に掲げる鳥獣を除く。

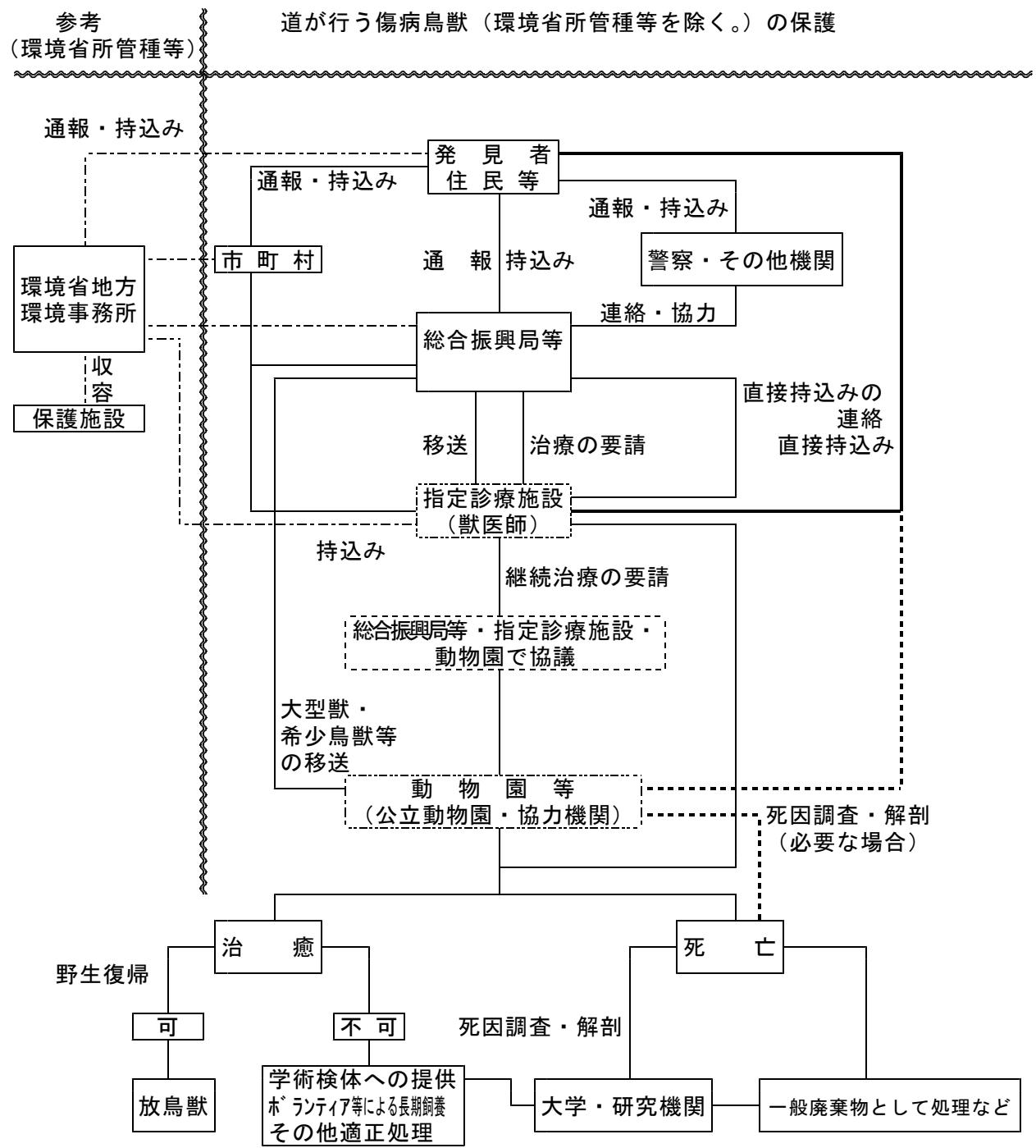
また、傷病鳥獣の保護収容に当たっては、傷病鳥獣保護ネットワークシステムを活用し、円滑かつ効果的な保護収容、治療、リハビリテーションを行い、野生復帰に努める。

なお、保護収容が長期にわたる傷病鳥獣や、海上油汚染事故等により被害を受けた鳥獣の救護等については、国、市町村、関係機関等との連携・協力の下、保護収容体制の整備等適切な対応を図る。

#### 〔救護の対象としない鳥獣〕

- ① 法第13条第1項に規定する農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等をすることがやむを得ない鳥獣若しくは鳥類の卵であつて環境省令で定めるもの
- ② 法第80条に規定する環境衛生の維持に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣又は他の法令により捕獲等について適切な保護管理がなされている鳥獣であつて環境省令で定めるもの
- ③ 本道に本来生息しない鳥獣
- ④ 人間に感染するおそれのある疾病にかかっている可能性のある鳥獣
- ⑤ 有害性の高い鳥獣として捕獲されている鳥獣
- ⑥ 狩猟及び有害捕獲等により負傷した鳥獣
- ⑦ 人に危害を及ぼすおそれのある鳥獣

# 傷病鳥獣保護ネットワークシステムフロー図



【凡例】

----- 環境省所管種（希少鳥獣及び国指定鳥獣保護区内）

——— 一般種（環境省所管種以外）

## 5 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査をはじめとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び道内の関係機関との連絡体制を整備する。野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関する部局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係する機関等に加え、地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

### (1) 高病原性鳥インフルエンザ

野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、国が取りまとめた「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（平成20年9月策定 平成30年10月一部改正）に定めるもののほか、道が策定した「北海道における野鳥の高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」（平成29年10月）に即して、国、庁内関係部局、市町村等との連携を図り、迅速かつ適切な対応を図るとともに、社会的な不安の発生の防止や解消を図るために、住民への適切な情報提供に努める。

道では、庁内関係部局で構成する「北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部」（事務局：農政部）を設置しており、機能的連携・連絡体制の確立を図る。

### (2) その他の感染症

鳥インフルエンザ以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

例えば、口蹄疫等の家畜伝染病や、ダニ媒介性感染症等の既に国内での感染者がみられている野生鳥獣と人・家畜間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等の現在国内での感染はないが国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

## 6 鳥獣の保護管理思想の普及

### (1) 方針

野生鳥獣の保護管理については、傷病鳥獣の保護など個々の鳥獣を保護するといった視点だけではなく、地域個体群の保護、ひいては生態系の保全に対する理解が必要である。

このことを踏まえ、広く道民に対し、傷病鳥獣の保護、安易な餌付けの防止、ひな鳥を拾わないことなど鳥獣の適正な保護活動に関し、リーフレットやホームページ等を活用して周知し、野生鳥獣の保護に関する意識の向上や理解の醸成を図る。普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努める。

また、引き続き、愛鳥週間における児童・生徒を対象とした野鳥絵画ポスターの募集及び庁内（道民広報コーナー）展示、愛鳥モデル校の指定等を通じて、鳥獣の保護管理思想の高

揚を図る。

(2) 年間計画

活動内容	実施時期												備考	
	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
探鳥会、自然観察会等		◀									▶			各振興局主催
野生鳥獣保護功労者表彰		▶									◀			各振興局
野鳥絵画募集・展示	◀				▶									
ちらし配付・ビデオ貸出	◀										▶			
広報	◀										▶			

(3) 愛鳥モデル校の指定

ア 方針

野鳥の保護や観察活動に取り組む小・中学校等を愛鳥モデル校に指定し、当該活動を支援するとともに、愛鳥モデル校の活動を広く道民に広報し、鳥獣保護思想の普及を図る。

イ 指定期間

3年以内（指定期間を更新することができる。）

ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容

- ・振興局及び市町村等主催の探鳥会等への参加案内
- ・野鳥絵画ポスター応募の啓発
- ・愛鳥モデル校の要請に応じた現地指導等
- ・野鳥愛護普及リーフレット等の配付等
- ・愛鳥行事実施に関する助言等
- ・安易な餌付け防止に関する指導
- ・傷病鳥獣の適正な取扱いに関する指導
- ・ひな鳥を拾わないことに関する指導

エ 指定状況

区分	指定校数 (R4.3 現在)	空	石	後	胆	日	渡	檜	上	留	宗	才	ホ	十	鉏	根
		知	狩	志	振	高	島	山	川	萌	谷	ツク	一	勝	路	室
小学校	9	1	3		2				2							1
小中学校	1									1						
中学校	1		1													
その他学校	2		1				1									
計		13	1	5	-	2	-	1	-	2	1	-	-	-	-	1

(4) 安易な餌付けの防止

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存や人馴れが進むことなどによる人身被害及び農作物被害、個体間の接触が進むこと等による感染症の拡大を招く等、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響を生じさせるおそれがあることから、次の点に留意の上、普及啓発を積極的に推進する。

- ア 安易な餌付け行為が鳥獣の生態や自然環境に与える影響について市民の理解を得ること。特に観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。
- イ 必要な給餌を行うに当たっては、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう十分な配慮を行うこと。
- ウ 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為であること。
- エ 北海道生物多様性条例に基づき、ヒグマへの餌付け行為は、人とヒグマの過度の接近を誘発し、道内の生物の多様性に著しい影響を及ぼす行為として禁止していること。

(5) 猟犬の適切な管理

獵犬による事故防止を図るため、獵犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等、獵犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(6) 法令の普及啓発

ア 方針

鳥獣の適正な保護管理を進めるに当たっては、道民の理解と協力が必要不可欠であることから、鳥獣の捕獲等の規制制度、鳥獣の飼養登録制度、鳥獣保護区や特定獣具使用禁止区域等の鳥獣の捕獲禁止・制限区域の指定制度や、鳥獣の保護管理に関する法定事項について、広報紙やホームページを活用するなどして広く周知を図る。

また、狩猟事故及び違反行為を未然に防止するため、狩猟者に対し、狩猟者団体を通じて法令遵守を指導するとともに、職員や鳥獣保護監視員による現地指導に努める。

イ 年間計画

重点項目 月	実施時期												実施方法	対象者
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
病鳥獣の保護 ヒグマ事故防止	◀	◀	▶										広報紙、ホームページ、マスメディア	道民
（春季と秋季にヒグマ注意特別期間を設定）														
狩猟者指導							◀	▶					行政通知、講習会、現地指導等	狩猟者